

令和5年度 第3回 市川市自立支援協議会 次第

1 日時

令和6年3月21日（木）13時30分から15時30分まで（予定）

2 場所

市川市勤労福祉センター（本館）3階大会議室

3 議題

議題	資料	ページ	目安
(1) 連絡・報告事項			～ 14:05
① 令和6年度市川市予算について	①-1. 基幹相談支援センターえくるについて ①-2. 重度の強度行動障害加算事業補助金（案）について ①-3. 障害児者喀痰吸引等研修費補助金（案）について ①-4. 障害者施設等通所費用助成金について	3 4 5 6	
② 医療型短期入所事業所開設説明会を開催したことについて	② 医療型短期入所事業所開設説明会を開催したことについて	7	
③ 市川市地域共生センターについて	③ 市川市地域共生センターについて	8	
④ 障害児支援利用計画や児童発達支援センターについて	④ セルフプランで障害児支援利用計画を作成する保護者向け資料	9	
(2) 各部会等の状況について			～ 15:00
① 相談支援部会	①-1. 開催概要	11	
② 生活支援部会	①-2. 令和5年度第5回資料抜粋 ②-1. 開催概要 ②-2. 第5回いちかわつながり交流研修実施報告	14 15 17	
③ 就労支援部会	③ 開催概要	22	
④ こども部会	④ 開催概要	23	
⑤ 障害者団体連絡会	⑤ 報告資料	25	
(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に対する評価、要望、助言等について			～ 15:29
① ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町	①-1. 報告・評価シート ①-2. （参考）共同生活援助について ①-3. （参考）市川市における手続の流れ	26 34 37	

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	社会福祉法人一路会 (がじゅまる+)	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	ながさか よしもと	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえくる)	相談支援事業者
3	石原 めぐみ	いしはら めぐみ	社会福祉法人サンワーク (サンワーク相談支援事業所)	相談支援事業者
4	岡部 元輝	おかべ もとき	社会福祉法人いちばん星 (いちばん星相談支援事業所)	相談支援事業者
5	佐藤 京子	さとう きょうこ	特定非営利活動法人ほっとハート (ほっとハート相談支援事業所リンク)	相談支援事業者
6	圓山 祐生	まるやま ゆうき	社会福祉法人佑啓会 (市川市そよかぜキッズ)	相談支援事業者
7	水野 庸子	みずの ようこ	一般財団法人市川市福祉公社 (一般財団法人市川市福祉公社)	サービス事業者 (訪問系)
8	森田 美智子	もりた みちこ	社会福祉法人いちばん星	サービス事業者 (日中活動系)
9	岩崎 淳	いわさき じゅん	社会福祉法人一路会 (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者 (居住系)
10	磯部 利江子	いそべ りえこ	社会福祉法人一路会 (かしわい苑)	サービス事業者 (地域生活支援事業)
11	永井 洋至	ながい ようし	アクトレゾナンス合同会社	サービス事業者 (地域生活支援事業)
12	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (市川市障がい者就労支援センターアクセス、 障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
13	藤田 敏之	ふじた としゆき	社会福祉法人サンワーク (サンワークL事業所ばれっと)	就労支援関係者
14	久保 好子	くぼ よしこ	障害者団体連絡会 (市川市視覚障害者福祉会)	障がい者団体
15	植野 圭哉	うえの けいや	障害者団体連絡会 (市川市ろう者協会)	障がい者団体
16	山本 邦昭	やまもと くにあき	障害者団体連絡会 (そよかぜの会)	障がい者団体
17	田上 昌宏	たがみ まさひろ	障害者団体連絡会 (市川手をつなぐ親の会)	障がい者団体
18	谷藤 利子	たにふじ としこ	障害者団体連絡会 (心の健康を守る会家族会 松の木会)	障がい者団体
19	小泉 好子	こいずみ よしこ	障害者団体連絡会 (千葉発達障害児・者親の会「コスモ」)	障がい者団体
20	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
21	松永 義昭	まつなが よしあき	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
22	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
23	千葉 千江	ちば ちえ	須和田の丘支援学校	障がい児支援関係者
24	杉浦 望	すぎうら のぞみ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
25	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

基幹相談支援センターについて

(令和 6 年 3 月 21 日 市川市障がい者支援課)

1 法改正の内容

- 基幹相談支援センターの設置が、市町村の任意から**努力義務**に変更。
- 「地域の相談支援従事者に対する助言等の業務」と「協議会への運営の関与を通じた地域づくりの業務」が新たに法定化されたことにより、**地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能を強化**。

※ 改正後の障害者総合支援法 77 条の 2 の概要
(下線部が改正箇所。令和 6 年 4 月 1 日施行。)

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の**中核的な役割**を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行う**ことを目的とする施設とする。

- ① 障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業
- ② 身体障害者福祉法 9 条 5 項 2 号・3 号、知的障害者福祉法 9 条 5 項 2 号・3 号、精神保健福祉法 49 条 1 項において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務

③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(地域における相談支援又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

④ 自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

(第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう**努めるものとする**。

(※ 改正法の条文は令和 5 年度第 1 回市川市自立支援協議会資料を参照。)

2 令和 6 年度市川市予算について

- 令和 6 年度より、基幹相談支援センターえくるの予算を拡大。

人員 2 名増員。

→増加する相談支援件数への対応、法改正による地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化への対応を図る。

重度の強度行動障害加算事業補助金（案）について

（令和 6 年 3 月 21 日 市川市障がい者支援課）

1 概要

重度の強度行動障害がある方が必要な支援を受けられるよう、千葉県の「暮らしの場支援会議」にて支援が必要と判定された方を受け入れた施設等（※）に対し、生活支援員を追加で配置する場合に、補助金を交付する。

令和 6 年度より実施。

※ 千葉県内の指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所。

2 補助対象者

千葉県の「暮らしの場支援会議」にて支援が必要と判定された方を受け入れた施設等（千葉県内の指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所）の運営事業者。

3 補助額

- ・生活支援員を追加で 1 名配置する施設等…1 日当たり 14,430 円
- ・生活支援員を追加で 2 名配置する施設等…1 日当たり 28,860 円

（重度の強度行動障害者 1 人につき生活支援員 1 名まで。最重度の強度行動障害者 1 人につき生活支援員 2 名まで。）

※ 詳細な補助要件は検討中。

4 令和 6 年度予算

26,335,000 円

（県費 1/2 補助あり）

障害児者喀痰吸引等研修費補助金（案）について

（令和 6 年 3 月 21 日 市川市障がい者支援課）

1 概要

喀痰吸引等研修に係る受講費用等を助成し、医療的ケア児者を支援することができる人材及び事業所の整備の促進を図る。

令和 6 年度より実施。

2 補助対象者

研修を受講した者が従事する市内事業所を運営する事業者。

（事業所の範囲については検討中）

3 補助対象経費

- ① 喀痰吸引等研修の受講料
- ② 研修受講のための交通費（公共交通機関を使用した場合のみ）

4 喀痰吸引等研修の詳細

社会福祉士及び介護福祉士法第 11 条第 2 項に規定する登録研修機関が行う研修のうち、同法施行規則附則第 4 条の表に規定する第一号研修、第二号研修及び第三号研修を対象とする。

5 補助額

- ・ 1 人あたり、3 の①及び②を合算した額。
- ・ ただし、受講する研修の区分に応じて、上限額あり（下表のとおり）。

区分	上限額
第 1 号研修	100,000 円
第 2 号研修	100,000 円
第 3 号研修	50,000 円

6 令和 6 年度予算

1,000,000 円

障害者施設等通所費用助成金について

(令和 6 年 3 月 21 日 市川市障がい者支援課)

1 制度の概要

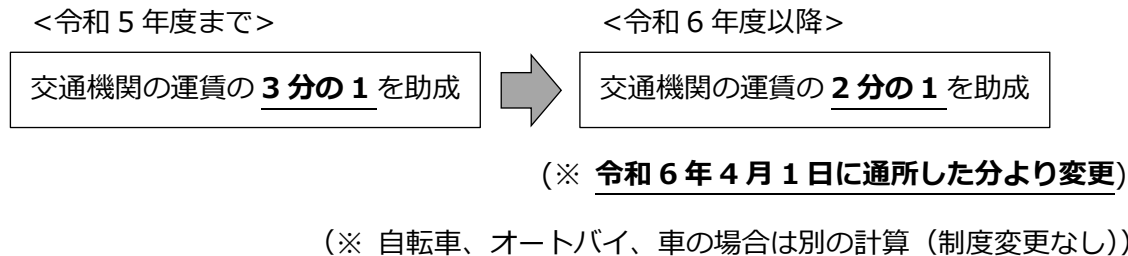
障害者施設等*への通所に要する交通費の一部について助成するもの（市川市単独事業）。

（*「障害者施設等」＝生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター）

2 助成月

7、10、1、4 月に、前 3 月分の助成金を交付。

3 令和 6 年度からの変更点



※ このほか、一月の助成額に上限を設けることも検討中（かなり遠方まで頻繁に通所している場合に影響が出る程度の上限設定）。

4 問合せ先

市川市障がい者支援課給付グループ

電話：047-712-8512

医療型短期入所事業所開設説明会を開催したことについて

- 令和 5 年 11 月 29 日に、市川市役所第一庁舎内にて、市川市と千葉県により共同で開催。
- 市内医療機関や介護老人保健施設など 14 法人が参加。
- 説明会では、県と市より、千葉県の医療型短期入所事業所の開設支援策や、市川市内の医療的ケア児者の状況を説明。事業所開設を促した。
- 具体的な開設にむけて検討を行っている法人…現在 3 法人。

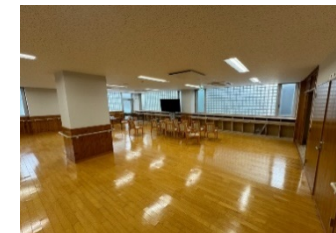
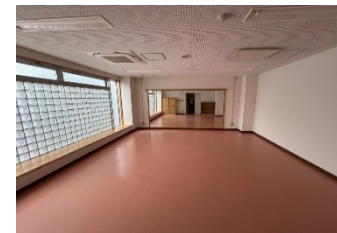
市川市地域共生センターについて

市川市地域共生センターは、地域共生社会の実現を目指した社会参加と介護予防の拠点施設です。
旧南行徳いきいきセンターを改修した南行徳地域共生センターは、既存の高齢者の余暇活動の取り組みを活かしつつ、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな事業を展開する施設として令和6年4月に開館します。

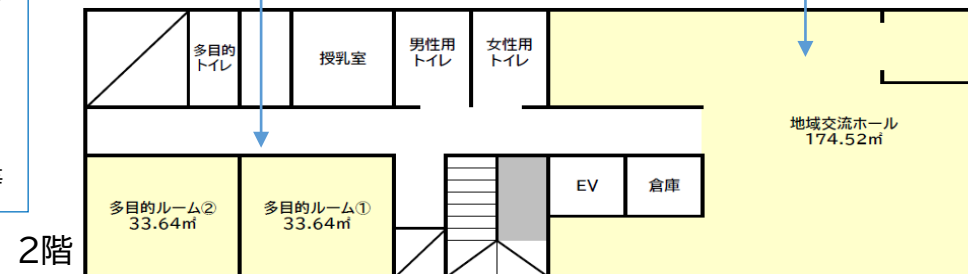
市川市南行徳地域共生センター	
所在地等	住所：市川市香取1丁目17番18号 構造：鉄筋コンクリート造 2階建て
目的	市民等の社会参加及び介護予防の拠点として、地域共生社会の実現に寄与する事業を展開することを目的とする。
開館時間	開館日： 毎週火曜日～日曜日 休館日： 月曜・祝日・年末年始 開館時間： 午前9時～午後5時 ※夜間行事の際は時間延長
利用料	無 料
施設で行う事業	(1)市民等の社会参加の機会の創出に関する事業 (2)市民等の介護予防の推進に関する事業
利用できる方	(1)本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者 (2)センターにおいて上記事業を行う団体

ここで言う事業とは・・・

地域共生社会の実現に寄与する次のような事業
(例)
○学習支援に関すること
○就労支援に関すること
○居場所づくりに関すること等



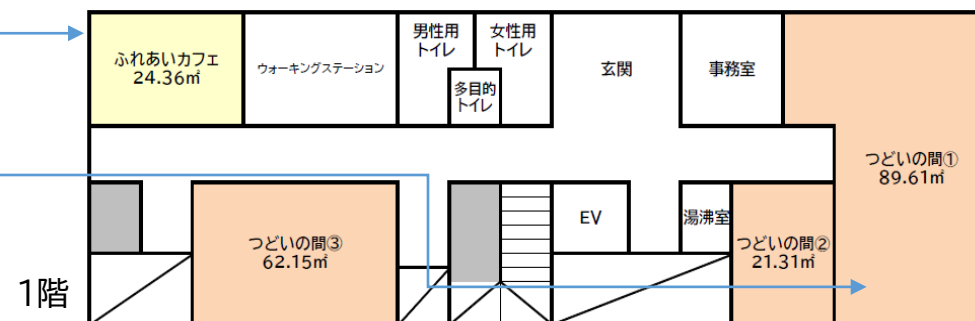
地域交流ホールと多目的ルームは、団体利用や市主催事業で利用できます。
利用予約のない時は、地域の方へ開放することも検討しています。



ふれあいカフェは、誰でも利用できる休憩スペースです。自販機あり。



つどいの間は、高齢者の活動を中心に貸し出します。





セルフプランで障害児支援利用計画を作成する保護者の皆様

福祉サービスについて相談をお受けします

こんなことはありませんか？

- ・受給者証の内容がよくわからない
- ・申請書類の書き方がわからない
- ・事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用について相談したい
- ・事業所以外に利用できるサービスを知りたい
- ・家庭や学校や園での困りごとを相談したい



お話を伺って手続きや最適な窓口をご案内したり、解決方法を一緒に考えたりいたします。



福祉サービスについてのご相談は
市川市こども発達相談室および市内各児童発達支援センターでお受けしています
(月～金 9時～17時 祝日・年末年始を除く)

相談窓口



<市川市役所発達支援課>

市川市こども発達相談室

047-370-3577

<児童発達支援センター>

市川市あおぞらキッズ・おひさまキッズ

047-376-1113

市川市そよかぜキッズ

047-712-6555

こども発達支援センターやわた

047-303-5007

セレン学園

047-326-2316

あいりすえん

047-702-9834

相談支援事業所をご利用されている方はご利用中の相談支援専門員にご相談ください

お子さんに ご心配なこと
気になること があったら…

市川市こども発達センター
発達支援課

児童発達支援センター

市川市
こども
発達相談室
ぺあ

大洲4-18-3
047-370-3577

あおぞらキッズ
おひさまキッズ
大洲4-18-3
047-376-1113

市川市
そよかぜキッズ
稲荷木1-14-1
047-712-6555

こども発達支援センター
やわた
本北方3-13-11
047-303-5007

セレン学園
本行徳1266-2
047-316-2316

あいりすえん
相之川4-6-6
ロイヤルブリス南行徳2階2号室
047-702-9834

令和6年3月現在
こども部会

相談支援部会 開催概要

0 開催概要

R5 年度 第 4 回 11 月 9 日 (木)	部会開催 10:00～12:05
R5 年度 第 4 回 11 月 9 日 (木)	部会開催 10:00～12:20

1 課題・問題意識

① Is-net より

・事業所ツアー

⇒中核地域生活支援センターくらっち、グループホーム Beans 本八幡を見学を実施。(当日の様子はホームページでも紹介している)

・研修会

⇒市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業、中核地域生活支援センターくらっちについての研修会を実施。

・情報交換会

⇒市川市地域生活支援拠点等事業の現状と、拠点事業に関わる加算説明およびグループワーク。

講師：市川市役所障がい者支援課 山内氏 参加者：18 名

② 権利擁護連絡会より

・研修会

⇒家族会主催「成年後見制度を基礎から学ぶ」実施。

講師：市川市社会福祉協議会 山口氏 参加者：80 名

・定例報告会

⇒家族会作成「障がいのある人と成年後見～家族の思いを伝える～」改訂版の作成。

⇒後見セミナーの振り返り。

・後見セミナー(市川市・市川市社会福祉協議会主催)

⇒市川市後見支援センターの発足と役割」

アドバイザー：酒井氏 参加者：70 名

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業より

・実務者会議より

⇒GH との合同勉強会「GH の入居者および精神障害を持ったケースの事例検討会」

(地域移行支援を経て、精神科病院から GH に退院した事例と、矯正施設から GH に入居する事例の検討)

⇒GH との合同勉強会「精神科訪問看護とグループホームの連携および必要な支援体制」 (精神科訪問看護ステーション管理者からの講演とグループワークを実施) ・グループスーパービジョン (にも包括枠) ⇒中山病院より事例提供あり。(入院中で、地域の施設に退院を予定しているケース)
2 短期的目標
地域課題が山積しているが、相談支援部会として改めて何に取り組んでいくか目標設定をする
3 中・長期的目標
相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りや、人材育成および質の担保・向上 市川市地域全体における相談支援体制の仕組み作り
4 上記1を裏付けるデータ
5 上記1に対する方策・取組
各関連会議を主体として、各種研修会等を実施
6 取組の成果
相談支援部会において、関連会議からの報告の場において書面および口頭にて、報告がなされている(市としてはえくるの人員拡充を目指していくとの一定の方向が打ち出されている)
7 本会議や他部会・関連会議体を求めるもの
地域課題があげられているが、優先順位を付け、どの課題に取り組んでいくべきか一定の方向性を示す
8 その他
令和5年度千葉県相談支援従事者現任研修(インターバル実地研修) ⇒相談支援部会において現任研修受講者を受け入れ、相談支援関係における市川市の課題のおさらいや、えくるの事業報告等を行い、意見交換を実施した。(※別紙資料参照)

9 関連会議の開催概要
9-1 Is-net
9月21日 事業所ツアー
10月26日 研修会
11月7日 幹事会
12月15日 情報交換会
1月15日 幹事会
9-2 障害者権利擁護連絡会
10月3日 研修会
10月3日 定例報告会
11月29日 後見セミナー

12月14日 定例報告会

9－3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

9月4日 圏域連携コーディネーター会議

9月7日 実務者会議

12月7日 実務者会議

12月21日 グループスーパービジョン（にも包括枠）

令和 5 年度第 5 回相談支援部会（令和 6 年 1 月 11 日開催）資料 抜粋

※ この資料は、千葉県相談支援従事者現任研修の受講者向けに作成した資料です（令和 5 年度より現任研修のインターバル実地研修として「地域の自立支援協議会の見学」というカリキュラムが組み込まれたため、現任研修受講者が 1 月 11 日の相談支援部会に見学参加した）。

<市川市における課題のおさらい(相談支援関係)>

(1) 市川市は全国平均や県平均などと比較してセルフプラン率が高い

参照資料…○「第 5 次いちかわハートフルプラン（案）」p.95、96

○障害者相談支援事業の実施状況等について（令和 3 年度分）（厚生労働省）

○（参考）相談支援とは、相談支援事業とは

(2) 計画相談支援・障害児相談支援の“受け皿”が足りないのではないか

○市内の事業所数（各年度末時点）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
指定特定相談支援事業所	33	33	33	32	33	34	35
指定障害児相談支援事業所	22	21	22	22	23	23	25

○相談支援専門員数

	① 利用者数 (受給者数)	② 相談支 援専門員	③ = ①÷②	備考
全国	142.3 万人	26,028 人	54.67	①は R4.6 月、②は R4.4 月時点
千葉県	5.6 万人	1,093 人	51.24	①、②とも R2.4 月時点
市川市	4,627 人	110 人	42.06	①、②とも R5.3 月末時点

(参照)「障害福祉分野の最近の動向(R5.5.22)」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33205.html

「障害者相談支援事業の実施状況等について(R4 調査)」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32345.html

「第七次千葉県障害者計画」p.84 <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/7-keikaku/7-keikaku.html>

(3) それ以外の一般的な相談支援の規模も不十分ではないか

○基幹拡充が必要？委託相談が必要？

→「第 5 次いちかわハートフルプラン（案）」p.93、94

生活支援部会 開催概要

Ⅰ 部会開催概要及び部会における課題と課題の対する取り組み状況	
原則開催日 奇数月 第2火曜日 10時30分～12時30分 大洲ふれあいセンター2階集会室 幹事会 偶数月 日時は都度調整	
第1回部会 5月9日 (前回報告済)	第3回部会 9月12日 (前回報告済)
第2回部会 7月11日 (前回報告済)	第4回部会 11月14日 (前回報告済)
第5回部会 1月9日	
①令和5年度障害者週間イベントについて（報告） ニッコロソラザ ウェストコート：福祉の店＆ワークショップ 第1庁舎ファンクショナルルームでのI♡1グループ等 ②日中支援サービス型共同生活援助事業所：ビーク市川奉免町：現地訪問・評価結果について 市川市事務局2名・副幹事2名 12月14日 現地訪問によりヒヤリング等実施（別紙資料参照） 3月5日本会幹事会 3月21日本会へ提出することについて協議 ③日中支援サービス型共同生活援助事業所に次年度以降の評価の仕組みについて 生活支援部会で実施するのは限界があり ④地域生活支援拠点事業（報告及び課題の共有） ⑤いちかわつながり交流研修会（第5回開催2月16日お知らせ）共有 ⑥ソナエプロジェクト（報告） ⑦医療型短期入所開設支援説明会について（報告）複数個所が興味・関心。今後の進捗に期待	
第6回部会 3月12日	
①来年度の日中サービス支援型共同生活援助事業所評価体制の見直しについて ②関連会議報告 ③第5回いちかわつながり交流研修 報告 ④地域生活支援拠点等事業について ⑤ソナエプロジェクト 報告（参考） 1月30日（火）新規開設（株）ウェルスターとの説明会 ⑥令和6年度当初予算について ⑦次年度に向けて（日程、課題、要望、研修、部会体制）	
1 課題	
①人材育成・定着 ➡ 支援力向上の手立て ②人材不足と確保 ➡ 担い手不足の手立て	
2 短期目標	
連携強化➡共通目標として、各関連会議においても意図	
共通目標：顔が見える関係性（繋がり）を構築。➡ 支援力向上へ	
3 中長期目標	
・市川市における福祉人材確保に関する具体的取組みの検討と協議 ・圏域外からの福祉人材確保に対する具体的な取組みの検討と提言	
4 上記1を裏づけるデータや5取組	
○連携強化	
①つながり交流勉強会（年2回定例化） ②お泊りドレミや千葉商科大学と協働による重心児者のフォーラム企画 ③行動障害等について研修ワーキング ④高次脳機能障害児者の勉強会や家族会 ⑤日中サービス支援型GH事業者との意見交換（事業所評価） ⑥短期入所の現状と課題の共有（今年度未実施）	

6 取組の成果
※①～⑤の取組により繋がり of きっかけ作りを行った。
7 本会議や他部会に求めるもの
➡人材確保（福祉人材・看護職の確保） ➡8050世代が抱える課題と具体的取り組み ➡相談支援から見えてくる課題の共有・重層的支援体制整備事業の共有 ➡障害者週間イベントの情報共有
8 その他
※日中支援サービス支援型共同生活援助事業（評価）と今後の在り方
II 関連会議の開催概要
①重症心身障がい児者サポート会議 8月4日～29日：重心児者・医ケア児者のニーズ調査結果の共有 10月12日：研修会 医ケア児者ご家族の緊急にそなえる 10月28日～29日：お泊りどれみについて 12月2日：マナフェス2023（報告） ②日中活動連絡会 10月23日：定例会 強度行動障害のある方の支援～市川での取り組みについて～（報告） 12月18日：定例会 虐待防止研修について 共有 ③グループホーム等連絡協議会 ・8050リスト調査（ソナエプロジェクト）について ・千葉県グループホーム大会・グループホーム講座 「暮らしを拓く」情報誌 ④居宅支援連絡会 ・同行援護の事業所について 人材確保は喫緊の課題 ⑤高次脳機能障害児者サポート会議 9月日 第1回家族交流会 参加者2名 1月23日 第2階家族会交流会 日中時間帯に開催・千葉リハによる高次脳に関する研修 ⑥地域生活支援拠点事業について ・緊急対応事業の共有 ・＜体験の場＞実施報告 ・IS-net情報交換会説明予定12月15日 ～実践から見えてきた課題について～意見交換

令和5年度 部会テーマ	
市内における支援者同士の連携強化と人材育成・確保・定着	
具体的取組事項	①市川つながり交流研修会の実施（他部会との共同も含む）年2回 ②8050世代の暮らしを考える ③地域生活支援拠点事業の現状と課題整理、具体的な取組みの検討と実施 ④市川バージョンの行動障がいの事例検討等の検討と実施 ⑤短期入所の現状と課題の共有 ⑥新規事業所への部会ゲスト参加呼びかけ

第5回いちかわつながり交流研修 実施報告

主催：生活支援部会（市川市自立支援協議会）

第5回

いちかわ つながり 交流研修

日時

2024年2月16日(金)
午後6～8時

対象

市川市内で障がい者の支援に
関わる職員さん（経験年数 問わず）

場所

全日警ホール 第3会議室（市川市八幡4丁目2-1）

他の法人さんはどんなことをしているのだろう。
他の事業所にはどんな職員さんがいるのだろう。
自分の日々の業務のことやこれからのことなど、法人の枠を超えて、いろいろな人たちと話をしてみませんか？
地域でのつながりはひとりの財産になるはず！



当日のスケジュール

- ①参加者名刺交換タイム
- ②参加者紹介 ※ご自身や、自身の事業所・法人の紹介
- ③グループワーク ※小グループに分かれます

持ち物 ご自身の名刺
そのうち10枚の表に“今、わたしの好きな漢字一文字”を書いて
当日お持ちください。①で使います。

お申込み



QRコードがFAXで
お申込みください。

申込〆切
2/5(月)

問合せ：基幹相談支援センターえくる ☎047-702-5588



① 参加者状況

参加人数 17人 / 15事業所 / 10法人+市川市関係等

② 参加事業所数 事業種別（複数該当有）

B型 2	訪問看護 1	その他 1
生活介護 7	居宅介護 1	
放デイ・児発 3	基幹相談 1	

③参加法人

いずみサービス株式会社	株式会社三和
市川レンコンの会	有限会社総合リハビリ研究所
社会福祉法人 一路会	千葉精神保健福祉ネット
株式会社 Grandarbo	一般社団法人ヒューマンハーモニー
心ほっとケアサービス株式会社	特定非営利活動法人ほっとハート

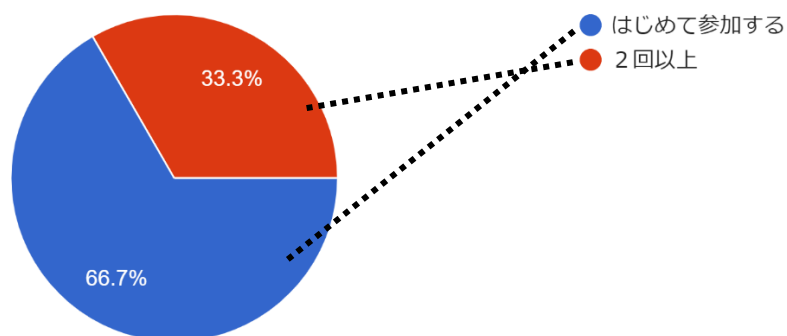
④参加事業所

伸栄学習会	心ほっと市川
レンコンの駅なかやま	トレ・コルデ
ハーモニーレンコン、駅なかやま	リボン生活介護行徳
かしわい苑	ハピネス行徳
パステル・十彩	ヒューマンハーモニーハウス
フォレストキッズ行徳教室	基幹相談支援センターえくる

⑤

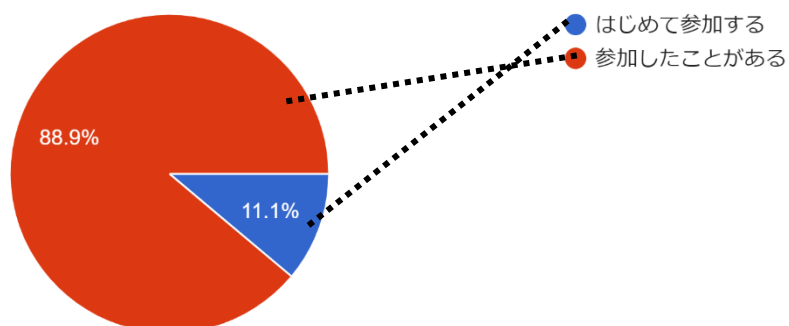
「いちかわつながり交流研修」に参加するのは初めてですか？

9 件の回答



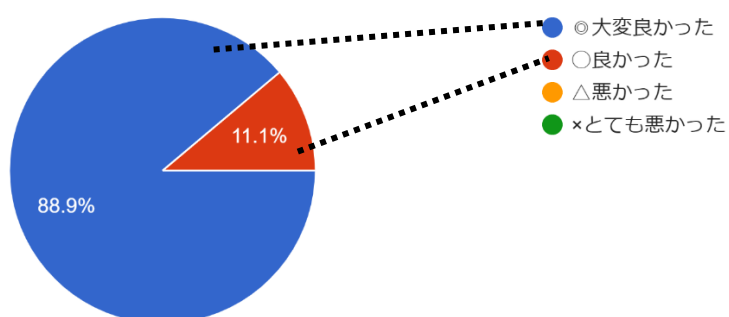
⑥

「いちかわつながり交流研修」以外に、ご所属の法...研修会・勉強会への参加頻度を教えてください。
9 件の回答



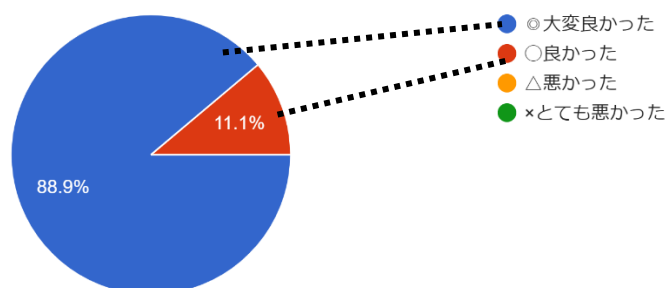
⑦

本日の研修内容について
9 件の回答



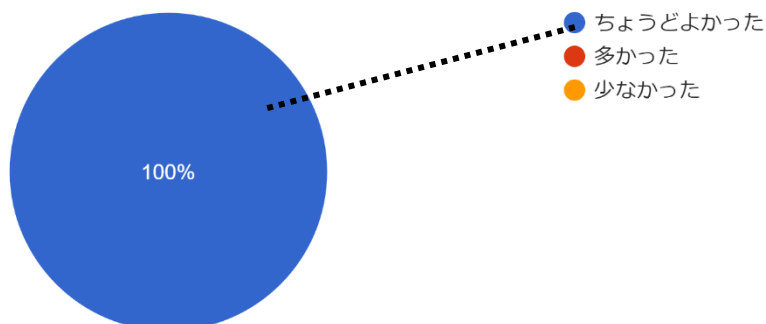
⑧

本日の研修内容について
9 件の回答



グループワークの人数はいかがでしたか？

9件の回答



⑩研修に参加しての感想をご記入ください

- ・グループワークからでしたが、とても有意義でした
- ・とても刺激になりました
- ・日々職員間で話しているので、他事業所の方と話せる機会は自身の振り返り、違った視点からの意見為になりました。また横の繋がりにも感謝いたします。
- ・終始和やかな雰囲気で安心して過ごせましたし、楽しく皆さんと名刺交換・情報交換をさせていただきました！
- ・時間が足りない！と思うほどでした。"
- ・ざっくばらんにお話しできる雰囲気を作っていただいたので、事業所の様々な取り組みや情報を伺うことができました。たいへん勉強になりましたが、同時に楽しい時間でした。ありがとうございました。
- ・地元ならではの悩みと共有はとても参考になりました。ありがとうございました。
- ・時期的に欠席者も出て、少人数になりましたが、1グループの人数はちょうどよく話しやすかったです。
- ・色々な立場の方と交流が出来て、それぞれの考えなどの意見や情報の交換が出来て大変楽しく参加させて頂きました。参加人数が少なく、最初時間を持て余すかと思いましたが、時間が足りないくらいでした。また、グループワークごとにメンバーが変わったのがとてもよかったと思います。他の事業所でも同じような困りごとがあったり、まだないけどこれから出るだろう内容について意見交換、情報共有が出来ました。また、このような交流研修がありましたら参加したいと思います。

⑪今後改善してほしい点（時間帯や開催時期、開催方法、運営等）などありましたらご記入ください。

- ・特になし。（同様意見複数あり）
- ・特にありません。参加者がもっと増えるといいなと思います。
- ・今回が初めてでしたので、ちょうど良かったように思えます。
- ・来年度は懇親会がしたいです

⑫今後参加してみたい研修内容があればご記入ください

- ・はっちゃけ祭です！
- ・事例をいただいて、色々な視点から意見など聞いてみたいです。
- ・個人的に、制度や経営面(収支)を勉強しており、または現場の皆さんの困りごと(と、できれば解決方法)を知りたいので、そのような会があったら参加したいです！
(上記のものでなくても、障害者事業所での仕事は初めてなので色々と参加してみたいです！)"
- ・事例検討会、障がい者支援の研修会
- ・次回も同様の機会がありましたらぜひよろしくお願いします。また児発のみ等があればなお興味があります。

就労支援部会 開催概要

0 開催概要	
2月16日	第3回就労支援部会
1 課題・問題意識	
① 市内の訓練等給付事業所の増加について 市内に移行支援事業所、A型事業所、B型事業所が増加。 会議体を通しての連携体制の構築が難しくなりつつある。 ② 障害者総合福祉法等の改正について 短時間労働者に対する実雇用率算定が開始される。 就業中の就労系サービスの利用が一定の条件のもと認められるようになる。 ③ 利用者および家族の高齢化について 利用者及び家族の高齢化に伴い、就労系サービス事業所での生活支援に関するニーズが増加している。就労だけの支援では収まらない、生活支援機関との連携について課題。 障害者雇用を経て、定年退職を迎えた方を福祉サービスへつなげていくことが難しい。 ④ 「事業者の合理的配慮の提供義務化」について 来年度から始まるサービス事業所の合理的配慮の義務化について情報共有。	
2 上記1に対する方策・取組	
① しゅうたん会議、ふくたん会議の在り方、情報提供の仕方について検討を行う。 新規開設事業所向けに、しゅうたん会議、ふくたん会議の概要について説明するリーフレットを作成。 ② これまでにない多様な働き方が想定されるため、しゅうたん会議、ふくたん会議等の場で、情報の共有を図っていく。 ③ 他機関（相談支援事業所、生活支援機関、高齢者分野等）との連携の仕方などの研修が必要。事例検討の場を作る必要もある。 ④ 合理的配慮の事例等含め、講習会等の開催が必要。	
3 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの	
① 相談支援部会や生活支援部会と合同での事例検討会や勉強会など ② 高齢者支援機関との情報交換会など	
4 その他	
5 関連会議の開催概要	
5-1 就労支援担当者会議（1/17）	
5-2 福祉的就労担当者会議（11/8）	
5-3 福祉的就労担当者会議（1/24）	

こども部会 開催概要

0 開催概要

第2回 こども部会

令和6年1月26日(金) 14:00～16:00

1 課題・問題意識

○R4年度に実施したアンケート調査「円滑な地域支援に向けての課題を探る」から抜粋。

- ・相談先が多岐に渡り、分かり難い。 ・どのような相談でも気軽に出来る窓口がほしい。
- ・専門職に相談出来る機能を拡充してほしい。 ・分かりやすい相談機関の資料が欲しい。
- ・各相談窓口やサービスの周知は進んでいるが、連携協力という繋がりは少ない。

○第1回こども部会からの意見等。

- ・教育分野（学校関係）との連携が図りにくい。
（トライアングルプロジェクト、スマイルプラン、合理的配慮等の推進）

2 短期的目標

- ・相談体制の整備、周知
- ・関係者間での情報共有と連携体制の構築

3 中・長期的目標

- ・地域における障がい児支援の課題の検討
- ・障がい児の支援体制の整備と活用
- ・子どもに関わる全ての機関、関係者の連携協働体制の構築「切れ目のない支援体制」

4 上記1を裏付けるデータ

①乳幼児～児童期を支える関係機関は多岐に渡り、成長発達による移り変わりが激しく、相談窓口も複雑である。障害福祉サービスを利用する際にも、相談支援専門員の不足しており、セルフプラン率が高い。（市川市のセルフプラン率は86％・千葉県の平均は33％）

②一般施策と福祉施策の縦割りが否めず、連携の図り難さがある。

一般施策である保育園、幼稚園、放課後児童クラブでは、障がいのあるお子さんが増えており、支援の難しさを感じているとのこと。公的な巡回や専門家による助言指導を活用してはいるが、頻度も十分ではなく、支援もやり切れていないとの意見が多かった。

5 上記1に対する方策・取組

①相談窓口の周知活動

セルフプランで障害福祉サービスを利用される方が多い現状を踏まえ、市内にある5つの児童発達支援センターを福祉サービスの相談窓口として活用していくことを周知した。現在、障害福祉サービスの利用者、こども部会委員(教育、保育、保健、行政等)に対して、案内を配布している。

②「保育所等訪問支援事業」の事業内容の周知と活用

一般施策と福祉施策の連携を進めていくという観点から、「保育園」と「小学校」に在籍する障害児に対する保育所等訪問支援の事例をもとに、事業内容について説明を行った。

保育所等訪問支援事業の実施事業所の数は徐々に増えており、現在は 13 か所となっているが、事業の利用者数はあまり増えていない。その要因に、受け入れ側である一般施策では障がい児支援の難しさを感じながらも、訪問支援を受け入れることに負担感や抵抗感があり、応諾できないという状況がある。

6 取組の成果

- ①相談窓口の周知については、徐々に広がってきているが、まだ活用されるまでには至っていない。今後も相談支援を必要とされている方に利用していただけるように、積極的な周知と働き掛けを行っていく。
- ②今年度は、児童発達支援センターの機能や保育所等訪問支援事業について、一般施策の関係者に理解していただいた。障害児支援については同じような支援内容でも様々な事業やサービス、機関があり、その違いを理解していただくことに難しさがある。それが、支援やサービスの適切な利用に繋がらない一因とも考えられるため、関係者だけでなく、サービス利用者に対しても、より具体的で分かりやすい情報の伝え方を工夫していく必要がある。

7 今後の取り組み

2023 年 4 月にこども家庭庁が創設、これまで分野ごとに縦割りになっていたこどもに関する政策や支援の調整や窓口が一本化された。市川市でも子育て家庭を包括的に支援する体制として「こども家庭センター」の設置が進められている。次年度は、その動向も踏まえながら、保健、福祉、教育、医療、行政等による支援が一体的に受けられるような連携体制の構築について検討していく。

9 関連会議の開催概要

9-1 医療的ケア児等連絡会

- ・令和 5 年 8 月 24 日(火)、こども発達センターおひさまキッズの医療的ケア児受け入れ状況等について、地域の支援者の方を対象に研修を行った。
- ・研修会 令和 6 年 1 月 18 日(木)「医療的ケア児等支援のための多職種・施設間連携」
講師：千葉県医療的ケア児等支援センター長 石井光子氏
- ・医療的ケア児等コーディネーターについて
令和 5 年 10 月 1 日 5 機関 6 名の医療的ケア児等コーディネーターを配置、窓口は発達支援課。
市川市は様々な資格の専門職が、公的民間機関に配置されている。

9-2 障がい児支援連絡会

第 2 回令和 5 年 11 月 1 日(水)「学校におけるユニバーサルデザインと合理的配慮について」
講師：市川市学校教育部指導課 小山田 祐介氏

第 3 回令和 6 年 2 月 16 日(金)「特別支援教育コーディネーターの先生の役割（地域連携について）」講師：市川市立須和田の丘支援学校 川畑 聡美先生

講演のあとに「就学・就園先でよりよく過ごすには一学校・園との連携について」というテーマでグループワークを行い、事業所間で情報交換や、意見交換を行う機会を設けた。

今後の支援者や関係機関の連携に活かしていく。

市川市障害者団体連絡会

◆ 理事会

1. 1月理事会

- ① 日時 1月19日 10時半～12時
- ② 場所 市川市ふれあいセンター
- ③ 議題・その他
 - A) 第3回本会議の議題内容の確認
 - B) 障害者週間の報告
 - C) 防災訓練について

2. 3月理事会

- ① 日時 3月15日 10時半～12時
- ② 場所 市川市ふれあいセンター
- ③ 議題・その他
 - A) 未定

◆ 本会議

1. 第4回本会議

- ① 日時 2月21日 13時～15時
- ② 場所 全日警ホール
- ③ 議題
 - A) 防災訓練の報告
 - B) 当事者の体験談報告
 - C) その他

報告・評価シート

【報告日 第1回 令和5年7月11日 第2回 令和5年12月14日】

【評価日 令和6年 月 日】

項目	【事業所記入欄】									
1 施設概要	事業者名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町				人員配置	日中			
	指定日	令和4年	12月	1日	世話人		生活支援員			
	所在地	市川市奉免町335-3					4人	8人		
	定員数（共同生活援助）	19人					（常勤換算後）	（常勤換算後）		
	定員数（短期入所）	1人					4人	8人		
	共同生活住居数	2戸					夜間			
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】		世話人（夜間）		生活支援員（夜間）			
	【Aユニット（男性棟）】		8名		4人		8人			
	【Bユニット（女性棟）】		10名		（常勤換算後）		（常勤換算後）			
	【短期入所】		1名		1人		1人			
1-2 職員について	経験年数(令和5年7月現在) ・ 管理者 0年 2月 ・ サービス管理責任者 4年 0月 ・ 世話人 0年 0月（平均） ・ 生活支援員 1年 6月（平均）									

項目	【 事業所記入欄】							
2 利用者状況 (令和 5年12月14日 現在)	障害支援区分	人数			内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当	0人				身体	総 数：	6人
	区分 1	0人					主に日中GHで過ごす人数： 0人	
	区分 2	0人				知的	総 数：	13人
	区分 3	男性3人	女性2人	計 5 人			主に日中GHで過ごす人数： 0人	
	区分 4	男性2人	女性3人	計 5 人		精神	総 数：	2人
	区分 5	男性0人	女性2人	計 2 人			主に日中GHで過ごす人数： 2人	
	区分 6	男性3人	女性3人	計 6 人		難病等	総 数：	0人
	合計	男性8人	女性10人	計18人			主に日中GHで過ごす人数： 0人	
2－2 利用者への 支給決定の実施主体	・市川市 12人 ・浦安市 1人 ・船橋市 1人 ・柏市 1人 ・松戸市 1人 ・千葉市 1人 ・江戸川区 1人 ・世田谷区 1人 ○計画相談支援 ・セルフプラン者は 0 人 ・市外支給決定利用者は、地元の 相談支援事業所が担当 ・世田谷区の方のみ、同法人内 相談支援事業所が担当 ※ 募集方法 ・法人ホームページにて利用者募集している為、市外の方からの問い合わせはある。 施設としては市内の方が利用することが望ましいと考えている。							

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	・ GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○日中もGH内で過ごす場合、「利用者が望むから」との理由で一日中部屋にひきこもるケースがあると、よく聞きます。できれば、得意なことややってみたいことなどを共にやってみる等、創意工夫をお願いしたい。 ○人手が大変だと思いますが、入浴などはご本人の要望に応じて欲しい。 ○地域とつながるため、外部の日中活動サービス利用を、できるだけ継続・促進して欲しい。 第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望・助言・評価 ●利用者の希望に合わせてサービスを提供している。現在日中活動者は1名のみで、多くが市内および市外に生活介護を利用しているとのこと。 ●入浴頻度は原則週3回以上としている。見守りレベルの方なら週6～7回、入浴拒否傾向の方も週2回は入浴できるように促しているとのこと。 ◎入浴頻度については、可能な限り毎日入浴できる体制を整えていただきたい。
	日中に常時スタッフを配置しておりますので、昼食提供、居室清掃、洗濯支援、入浴介助、排泄介助の他、機能維持のためリハビリ歩行・散歩、塗り絵などのレクを実施しております。	
	・ 外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 17人	
	生活介護 17人	
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	・ 利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○外出や余暇活動は、ご本人の希望にできるだけ応えて欲しいが、GHだけで解決することは難しいので、相談員をはじめ地域と一緒に考えて欲しい。 ○本入居を前提とした体験利用については、GHの人員体制や職員スキル、GHの設備等を見極めた上で対応して欲しい。他の日中サービス支援型では、体験したが、やはり無理だった・・・というケースをよく聞くので、ご本人の失敗体験を少なくする意味でも、ぜひ「事前に断る」こととして欲しい。 第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望・助言・評価 ●体験利用は利用者の為の仕組みであることを前提に考えている。体験利用時は、事前にアセスメントをしっかりと実施した上で体験受入れを決定するようにしているとのこと。 ◎今後も利用者が無用な失敗体験をしない様配慮をお願いします。
	周辺の散歩外出、買い物同行支援、おやつ提供などを実施しております。	
	・ 体験的利用等のニーズに対応しているか。	
	体験利用者 13人	
	緊急または直接本入居の必要がない場合は原則皆様に体験利用をしていただいております。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
5 支援体制の確保について	・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。 ユニットごとに日中(土日を含む)は2～3名のスタッフを配置。夜間はユニットごと1～2名のスタッフを配置しております。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○人員配置は守られていると思うが、やはりスタッフの少なさを感じます。特に夜間においての緊急対応をどうしているか？家族が対応することが困難なことが想像できるため、個別に連絡先フローなどを作成し対応して欲しい。 ○相談員や通所先からG Hに連絡しても、つながらないケースが多い。管理者やサビ管に常に連絡がとれる体制を整えて欲しい。 ○開所以来、管理者やサビ管が代わっている。管理者やサビ管が代わったことの連絡が不十分。管理者やサビ管は基本的には、あまり代わって欲しくない。また、スタッフも入れ替わりが多いような気がする。 ○とても一生懸命働いてくれる外国の方には感謝。 ○家賃助成などの必要な申請をしっかりとって欲しい。 ○管理者やサビ管にお願いしたことが、その他スタッフに伝わっていないことがある。 ○通院同行など、よく対応していただいている。 ○避難訓練はやっているのでしょうか？ ○BCPは整っているのでしょうか？ 第2回評価（12/14ヒアリング）●G H回答 ◎協議会要望・助言・評価 ●管理者・サビ管が支援中の際は電話に出ることは出来ないが、常時電話を携帯しており、折り返すように心がけている。 ●スタッフの入れ代わりがあることはある。新入スタッフが1か月で退職することが多く、定着が課題。 ●行政等の手続き支援を見直し、漏れがないようにしている。 ●夜間緊急時には、支援員が管理者・サビ管に連絡し支持を仰ぐよう連絡体制を整えている。 ●避難訓練は定期的に実施している。 ●BCPは法人で第1版を作成済み、随時更新する予定。 ◎スタッフの人材確保、育成は大変かと思いますが、どうぞ管理者の方を中心に支援の質の向上、利用者にとって安心安全な支援体制の確保をお願いします。 ◎健全なサービス提供を継続するため、管理者、サビ管を含めた職員の健康管理、メンタルヘルスの十分なケアをお願いいたします。

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
6 地域に開かれた運営について	・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○市川市民の入居者が半数と、少なく感じるが、今後の交流の機会に期待したい。 ○できるだけ市川市民の入居を優先的に考えていただくと、市川市民の住み慣れた地域での生活支援に寄与できると思う。 ○実習生やボランティアの受入れは、今後に期待します。			
	・ご家族、地域住民にご参加いただくバーベキュー大会を実施予定。町会参加は当該地域町会長様より法人加入は不要とのことでしたが、引継ぎ交流企画にご案内して関係を深めて参りたいと存じます。				
	・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。				
	<table> <tr> <td rowspan="2">受け入れ人数</td><td>実 習 生 :</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>ボランティア :</td><td>0 人</td></tr> </table>		受け入れ人数	実 習 生 :	1 人
受け入れ人数	実 習 生 :	1 人			
	ボランティア :	0 人			
	開設5か月ですので実績はございませんが、次年度以降、受入れ対応をして参りたいと存じます。	第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望 ●法人ホームページにて利用者募集している為、市外の方からの問い合わせはある。施設としては市内の方が利用することが望ましいと考えている。 ●地域住民に参加いただいた今秋、芋煮会を開催。 ●専門学校の実習生を受入れ。 ●ボランティアは希望があれば受入れ可能とのこと。 ◎出来るだけ市川市民の入居をお願いします。			
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
7 短期入所の併設について	・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○短期入所は、拠点等事業の上でも貴重な資源です。他の利用者さんもいるため、大変だと思いますが、引き続き対応して欲しい。困った時に相談できる関係機関との連携をしっかりと整えて欲しい。			
	短期入所実績 1名				
	・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。				
	強度行動障害により他のグループホームを退去しなければならなくなった方の受け入れを行ないました。	第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望・助言・評価 ●短期入所 事務室の隣に1部屋あり。 ●緊急時の依頼があれば、GH入居者に配慮しながら協力する。 ◎引き続き関係者と連携して、緊急時の短期入所の利用の協力をお願いします。			

8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	全ての生活介護事業所と連絡帳の活用や担当者会議などへの参加により常に情報共有と連携に努めております。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○連絡帳の記載内容が、当初と比べると粗くなっている。服薬できたか？睡眠時間はどれくらいか？食事は完食したか？など、通所先と話し合って支援に必要な情報共有をしっかりと行える体制を整えて欲しい。困った時には助け合う仲間になりうるはずです。 ○とても一生懸命働いてくれる外国の人には感謝ですが、日本語が不自由なこともあると思うので、日本人スタッフとしっかり情報共有して連絡帳などに反映して欲しい。 ○相談員がご本人の暮らしぶりをモニタリングできているでしょうか？特に、どこにも通所できない場合は、第三者の目が入らず、ご本人の想いをくみとれないのではないかと危惧します。 ○市川市以外から入居されている方が、何かあった場合の支援体制は整っていますか？ 第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望・助言・評価 ●担当の相談支援員がモニタリングで定期的に来所されている。 ●災害時にはBCPに基づき対応することとしている。 ●スタッフは外国籍の方が4名在籍、コミュニケーションはインプットについてはノートなどの読みはある程度できる。アウトプットは携帯で写真をとり画像を使って伝達している。 ●生活介護事業所との連絡帳の様式が事業所毎に違うため、混乱を生じている。 ◎今後通所事業所と連携、協力して、支援をしていただきたい。 ◎情報共有については、外国籍の職員を含め情報共有しやすい連絡帳の様式を通所事業所と協力して作成してはいかがでしょうか。
--------------------------------------	---	--

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。)	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○GHとして、しっかりモニタリングし、個別支援計画に反映することをお願いします。
	ご提出いたします。	第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望 ◎引き続きモニタリングに基づいた評価、個別支援計画の見直しをお願いします。
	(2) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、 実際に事業所（グループホーム）に勤務している方のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○引き続きお願いします。管理者、サビ管が定着するようお願いいたします。
	管理者が出席させていただきます。	
	(3) 可能であれば、事業所（グループホーム）における 事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○開設以来、様々な困難があったと思いますが、苦情あるいは苦情と思われる事案があったのではないのでしょうか。家族の声は、ご本人の声なき声を代弁してくれていると受け止めると信頼関係もできてくるはずです。（親の言いなりという意味ではありません）ご本人を中心に良い暮らし・人生を歩めるよう、親も含めて努力していくしかないのだと思います。
	可能でございます。	◎12/14 生活支援部会幹事・障がい者支援課担当者が訪問
	(4) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切 に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援 協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えて ください。	○第三者委員を設置いただきたい。
	可能でございます。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(5) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。 ウェルビーラーニングを活用した年間の研修計画がございます（4月対人援助、5月虐待防止、6月身体拘束廃止、7月BCP、8月感染症予防、9月精神疾患、10月服薬管理、11月ハラスメント、12月食中毒予防、1月人権擁護、2月障害福祉、3月コンプライアンスと個人情報保護）。また、毎月一回のサービス管理者研修、適宜の救命救急研修などの他、施設単位での介護技術研修を月2回実施しております。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○経験年数が少ない方について、支援力や介助スキル等向上していくには時間がかかると思いますが、リーダー層（サビ管）が、現場に入りながら、根気よく教えたり、職員を励ましたりして頑張ってもらいたいと思います。 ○外国人スタッフの方は、日本語でとてもご苦労されると思いますが、日本人スタッフ同様の理解促進をお願いします。 第2回評価（12/14ヒアリング）●GH回答 ◎協議会要望・助言・評価 ●スタッフミーティングを頻回に実施している。管理者を中心に介助スキル、支援スキル、障害理解を向上のための研修、指導を行っている。 ●いくつか苦情等をいただいています。 ●サービスの苦情があれば報告書を作成し、スタッフ間と共有し改善を図るなど、解決の仕組みを設置しています。 ◎管理者の方におかれましては、体調に留意して引き続きスタッフの支援力の向上に努めていただきますようお願いいたします。 ◎法人としても、管理者へのフォローをお願いします。 ◎苦情等の課題があれば、オープンにいただき地域関係者と協力し、課題解決を図ってください。
	(6) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 （例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など） 現在、積極的に各団体の連絡会・協議会へ参加させていただいており、近頃では市内親の会様との交流も盛んになってまいりました。今後も様々な支援団体様や機関との連携を進めて参りたい所存でございます。	第1回評価（令和5年7月11日）○協議会要望・助言・評価 ○短期入所・拠点事業へ引き続きのご協力をお願いします。 ○今回の要望・助言・評価についてしっかりとご対応・ご回答をお願いします。

(参考) 共同生活援助について

1 共同生活援助とは

○障害者総合支援法5条17項

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として**夜間**において、共同生活を営むべき住居において**相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助**を行うことをいう。

2 指定共同生活援助の3つの類型（定義）

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

指定共同生活援助 (いわゆる介護サービス包括型)	日中サービス支援型指定共同生活援助 (H30年4月～)	外部サービス利用型指定共同生活援助 (H26年4月～)
上記のまま。	指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、 常時介護を要する者 に対して、 常時の支援体制 を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。(213条の2)	指定共同生活援助であって、 当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。 (213条の12)

(※ 市川市作成。令和4年12月時点で作成しています。)

3 指定共同生活援助の3つの類型（人員、入居定員等）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）

	指定共同生活援助（いわゆる介護サービス包括型）	日中サービス支援型指定共同生活援助	外部サービス利用型指定共同生活援助
管理者	適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。事業所ごとに常勤 1名 必要。 （事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）		
サービス管理責任者	個別支援計画の作成・見直しや、他の従業者に対する技術指導・助言等を行う。 事業所ごとに、利用者が 0～30人なら1人 、利用者が 31～60人なら2人 必要。		
世話人	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷5」以上必要。（「4：1」、「3：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）
生活支援員	事業所ごとに常勤換算方法で、「区分3の利用者数÷9」+「区分4の利用者数÷6」+「区分5の利用者数÷4」+「区分6の利用者数÷2.5」以上必要。		配置不要。 外部の居宅介護事業所 により介護サービスを提供。
世話人・生活支援員の要件等	○障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。 ○事業所ごとに、 夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保 するものとする（夜間時間帯は利用者の生活サイクルに応じて設定する）。		
夜間支援従事者	－	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1人以上 必要。	－
従業者	－	○ 1人以上は常勤 でなければならない。 ○ 常時1人以上 の従業者を介護or家事等に従事させなければならない。	－
定員（指定共同生活援助事業所として）	共同生活住居とサテライト型住居の入居定員の合計は 4人以上 。		
定員（1つの共同生活住居あたり）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等には2～20人。知事が特に必要があると認めるときは2～30人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）
定員（1ユニットあたり）	2～10人。		
定員（1居室あたり）	1人。利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人も可。（サテライト型住居の場合は1人。）		
その他(1)	－	併設型or単独型の短期入所を必ず設置。	－
その他(2)	－	協議会に定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受け、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	－

(※ 市川市作成。令和4年12月時点で作成しています。)

4 厚生労働省通知より

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を**地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る**観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より

5 市川市内にある日中サービス支援型指定共同生活援助事業所

事業者名	株式会社アニスピホールディングス
事業所名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町
事業所番号	1222700401
指定年月日	令和4年12月1日
所在地	市川市奉免町335-3
電話番号	03-6421-2311
入居定員	19人
併設する短期入所事業所の事業所番号	1212702094
併設する短期入所事業所の利用定員	1人

(参考) 市川市における手続の流れ (令和5年3月24日自立支援協議会にて確定)

	事業者	事務局 (障がい者支援課)	生活支援部会	本会
5月	毎年5月末までに 第1号様式、第2号様式を提出 →			必要に応じ 相談支援部会も加わる
6月			とりまとめて送付 → 幹事会	
7月			部会	必要に応じて事業者に 出席を求める
8月			幹事会	
9月			部会	必要に応じて事業者に 出席を求める
			評価、要望、助言(案)を確定 ← 送付	
10月			(※ 生活支援部会から本会に諮る)	このあたりで 本会
11月			必要に応じて事業者に 出席を求める	
			評価、要望、助言を確定	
12月	協議会から 第2号様式を返却	県協議会に提出		

※ 市町村協議会への定期報告にあたって

設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。
(県要綱2条3項)

⇒ (条例201条の10第1項の規定もあるので、) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者としては、
市町村協議会から部会等への出席を求められたときには、それに応じるのは義務であると言ってもいいレベル。

※ その他

市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。
(県要綱3条2項)

⇒ お願いレベルになるが、上表以外のタイミングで事業者部に出席を求めることもできる。